

就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（案）について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 制定の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法第3条による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項において、障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が新たに創設される（令和7年10月施行予定）。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第173条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第61条の4第1項第2号において、指定就労選択支援を行う事業所に配置する就労選択支援員は、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものと規定されているところ。
- 本告示案は、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定めるものである。

2. 制定の概要

- 指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、就労選択支援員養成研修を修了したものとする。ただし、令和9年度末までは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなすこととする。
- 就労選択支援員養成研修の受講要件は、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者も受講可能とする。
- 就労選択支援員養成研修の内容は、次表のとおりとする。

区分	科目	時間数
講義	就労選択支援の目的と役割に関する講義	一
	就労アセスメントの目的と手法に関する講義	一・五
	関係機関との連携に関する講義	一
講義及び演習	ニーズアセスメントの手法に関する講義及び演習	二

	アセスメントシートの具体的活用に関する講義及び演習	三
	アセスメント情報の整理と活用に関する講義及び演習	二・五
合計		十一

3. 根拠条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 173 条の 3 第 1 項
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第 61 条の 4 第 1 項第 2 号

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 3 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 10 月 1 日